# 小倉記念病院臨床研究審査委員会標準業務手順書

## 第1章 臨床研究審查委員会

(通則)

- 第1条 本手順書は、小倉記念病院(以下「当院」という。)で人を対象とする臨床研究(以下「研究」という。)を実施するに当たり、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号、以下「倫理指針」という。)及び「小倉記念病院臨床研究の実施に係る標準業務手順書」の第14条第2項に基づいて、臨床研究審査委員会の運営に関する手続きを定めるものである。
  - 2 他の医療機関の長の求めにより研究の審査を行う場合は、本手順書において「病院長」とある のを「当該医療機関の長」と読み替えるものとする。
  - 3 臨床研究審査委員会の委員及びその事務に従事する者は、その業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。

#### (臨床研究審査委員会の構成)

- 第2条 臨床研究審査委員会の構成は、研究計画書の審査等の業務を適切に実施できるよう、次に掲げる要件の全てを満たさなければならず、①から③までに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。会議の成立についても同様の要件とする。
  - ①医学・医療の専門家等、自然科学の有識者が含まれていること
  - ②倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者が含まれていること
  - ③被験者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者が含まれていること
  - ④小倉記念病院に所属しない者が複数含まれていること
  - ⑤男女両性で構成されていること
  - ⑥5名以上であること
  - 2 臨床研究審査委員会に委員長を置き、病院長が指名する。なお、委員長が委員会に出席できないときは、出席委員の中から委員長代理を指名する。
  - 3 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

#### (臨床研究審査委員会の責務)

第3条 臨床研究審査委員会は、本邦における日本国憲法、個人情報の保護に関する諸法令及びヘルシ

ンキ宣言等に示された倫理規範を踏まえ、全ての被験者の尊厳及び人権、安全及び福祉を保護 しなければならない。社会的に弱い立場にある者を被験者とする可能性のある研究には特に注 意を払わなければならない。

- 2 臨床研究審査委員会は、病院長から研究の実施の適否等について意見を求められたときは、倫理指針に基づき、倫理的観点及び科学的観点から、当院及び研究者等の利益相反に関する情報も含めて中立的かつ公正に審査を行い、文書により意見を述べなければならない。
- 3 臨床研究審査委員会は、本条第2項の規定により審査を行った研究について、倫理的観点及び 科学的観点から必要な調査を行い、病院長に対して、研究計画書の変更、研究の中止その他当 該研究に関し必要な意見を述べることができる。
- 4 臨床研究審査委員会は、本条第2項の規定により審査を行った研究のうち、侵襲(軽微な侵襲を除く。)を伴う研究であって介入を行うものについて、当該研究の実施の適正性及び研究結果の信頼性を確保するために必要な調査を行い、病院長に対して、研究計画書の変更、研究の中止その他当該研究に関し必要な意見を述べることができる。
- 5 臨床研究審査委員会の委員及びその事務に従事する者は、本条第2項の規定により審査を行った研究に関連する情報の漏えい等、被験者等の人権を尊重する観点並びに当該研究の実施上の観点及び審査の中立性若しくは公正性の観点から重大な懸念が生じた場合には、速やかに病院長に報告しなければならない。
- 6 臨床研究審査委員会の委員及びその事務に従事する者は、審査及び関連する業務に先立ち、倫理的観点及び科学的観点からの審査等に必要な知識を習得するための教育・研修を受けなければならない。また、その後も、適宜継続して教育・研修を受けなければならない。
- 7 臨床研究審査委員会は、他の医療機関の長の求めにより研究の審査を行う場合は、当該研究の 実施体制について十分把握した上で審査を行い、意見を述べなければならない。

#### (臨床研究審査委員会の業務)

- 第4条 臨床研究審査委員会は、その責務の遂行のために、次の最新の資料を病院長から入手しなければならない。
  - 1) 研究計画書(改訂したものを含む。)
  - 2) 同意文書及びその他の説明文書(改訂したものを含む。)
  - 3)他の研究機関と共同して実施する研究の場合、共同研究機関における研究の実施の許可、 他の当該審査委員会における審査結果及び当該研究の進捗に関する状況等の審査に必

#### 要な情報

- 4) 侵襲を伴う研究の実施において発生した重篤な有害事象に係わる情報
- 5) その他臨床研究審査委員会が必要と認める資料
- 2 臨床研究審査委員会は、次の事項について調査・審議する。
  - (1) 研究を実施することの倫理的及び科学的観点からの妥当性に関する事項
    - 1)研究実施施設が十分な臨床観察及び試験検査を行うことができ、かつ、緊急時に必要な措置を講じることができる等、当該研究を適切に実施できること。
    - 2) 研究者等が当該研究を実施する上で適格であるか否かを検討すること。
    - 3) 研究の目的、計画及び実施が妥当なものであること。
    - 4) インフォームド・コンセントを受ける手続等(インフォームド・コンセントを与える 能力を欠くと客観的に判断される被験者を対象とする研究における手続等の妥当性の 審議を含む。)が適切であること。
    - 5)被験者の同意を得るに際して同意文書及びその他の説明文書が必要な場合は、その内容が適切であること(同意文書の記載内容が、被験者に理解しやすく、かつ十分な説明がなされているか、定められた説明事項が適切な表現で記載されているか否かについて審議する。)。
    - 6) 個人情報等の取扱い(匿名化する場合にはその方法を含む。) が適切であること。
    - 7)被験者に生じる負担並びに予測されるリスク及び利益、これらの総合的評価並びに当該負担及びリスクを最小化する対策が適切であること。
    - 8) 研究に係る試料・情報の保管及び破棄の方法が適切であること。
    - 9) 研究の資金源等、研究機関の研究に係る利益相反及び個人の収益等、研究者等の研究に係る利益相反に関する状況が適切であること。
    - 10)被験者等及びその関係者からの相談等への対応が適切であること。
    - 11) 被験者等に経済的負担又は謝礼がある場合は、その内容・方法が適切であること。
    - 12) 侵襲(軽微な侵襲を除く。)を伴う研究の場合、重篤な有害事象が発生した際の対応が適切であること。
    - 13) 侵襲を伴う研究の場合、当該研究によって生じた健康被害に対する補償の有無及びその内容が適切であること。
    - 14) モニタリング及び監査を実施する場合、その実施体制及び実施手順が適切であること。
    - 15) その他研究計画書の内容が、倫理指針に基づき適格であるか否かを検討すること。

# (2) 研究実施中又は終了時に行う調査・審議事項

- 1)被験者の同意が適切に得られていること。
- 2) 研究計画書の変更又はインフォームド・コンセントの手続等の変更があった場合、その内容が妥当であること。

- 3)研究の継続に影響を与えると考えられる事実又は情報(当該研究の進捗状況を含む。) に基づき、当該研究の継続の可否の妥当性について検討すること。
- 4) 侵襲を伴う研究の実施においては、研究実施中に当該実施施設で発生し報告された重 篤な有害事象について検討し、当該研究の継続の可否の妥当性について検討すること。
- 5) 研究の終了及び研究の結果概要を文書にて確認すること。
- (3) その他臨床研究審査委員会が求める事項
- 3 臨床研究審査委員会は、臨床研究責任者に対して臨床研究審査委員会が研究の実施に関する意見を述べ、これに基づく病院長の指示、決定が文書で通知される前に被験者を研究に参加させないように求めるものとする。

### (臨床研究審査委員会の運営)

- 第5条 臨床研究審査委員会は、病院長の求めに応じて開催するものとする。ただし、少なくとも2 ヶ月に1回は開催すること。
  - 2 臨床研究審査委員会の開催にあたっては、あらかじめ臨床研究審査委員会事務局から原則として1週間前に文書で委員長及び各委員に通知するものとする。
  - 3 審査の対象となる研究の実施に携わる研究者等は、その関与する研究について情報を提供若しくは説明するために会議に出席することは許されるが、臨床研究審査委員会の審議及び意見の決定に同席はできないものとする。
  - 4 臨床研究審査委員会は、審査の対象、内容等に応じて有識者に意見を求めることができる。また、特別な配慮を必要とする者を被験者とする研究計画書の審査を行い、意見を述べる際は、必要に応じてこれらの者について識見を有する者に意見を求めなければならない。
  - 5 臨床研究審査委員会の意見は、全会一致をもって決定するよう努めなければならない。ただし、 審議を尽くしても意見の取りまとめが困難な場合に限り、出席委員の大多数の意見をもって、 当該審査委員会の意見とすることができる。なお、その判定は次の各号のいずれかによる。
    - (1) 承認
    - (2) 修正の上で承認
    - (3) 却下
    - (4) 既承認事項の取り消し(臨床研究の中止又は中断を含む。)
    - (5)保留

- 6 臨床研究審査委員会は、次に掲げるいずれかに該当する審査について、臨床研究審査委員長に よる審査 (以下「迅速審査」という。) を行い、意見を述べることができる。迅速審査 の結果は臨床研究審査委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は全ての委員 に報告されなければならない。
  - ①他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共 同研究機関において当該審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の 意見を得ている場合の審査
  - ②研究計画書の軽微な変更に関する審査
  - ③侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査
  - ④軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査
- 7 臨床研究審査委員会は、他の研究機関が実施する研究について審査を行った後、継続して 当該研究機関の長から当該研究に関する審査を依頼された場合には、審査を行い、意見を 述べなければならない。
- 8 臨床研究審査委員会は、審議及び意見の決定に参加した委員名簿と各委員の資格に関する記録 及び会議の記録の概要を作成し保存するものとする。
  - なお、会議の記録の概要は、以下の事項を踏まえて作成するものとする。
    - 1) 開催日時、開催場所、出席委員名、議題及び審査結果を含む主な議論の概要が含まれること。
    - 2)審査結果を含む主な議論の概要については、単に審議結果のみを記載するのではなく、 質疑、応答などの主な内容を簡潔に記載すること。なお、特に議論がなかった場合は、 審議結果のみ記載することで差し支えないこと。

### 第2章 臨床研究審查委員会事務局

(臨床研究審査委員会事務局の業務)

- 第6条 病院長は、臨床研究審査委員会を円滑に運営するため臨床研究審査委員会事務局を設置し、その事務に従事する者に次の業務を行わせるものとする。
  - 1) 臨床研究審査委員会の開催準備
  - 2) 臨床研究審査委員会の審議等の記録(審議及び意見の決定に参加した委員の名簿を含む。) の作成
  - 3) 臨床研究審査結果通知書の作成及び病院長への提出
  - 4) 記録の保存(臨床研究審査委員会で審議の対象としたあらゆる資料、議事録、臨床研究 審査委員会が作成するその他の資料等を保存する。)

5) その他臨床研究審査委員会に関する業務の円滑化を図るために必要な事務及び支援

# 第3章 資料等の保管

### (資料等の保管責任者)

- 第7条 病院長は臨床研究審査委員会における資料等を適切に保管するため保管責任者に臨床研究センター長をあて、保管に必要な措置を講じるものとする。
  - 2 臨床研究審査委員会における資料等とは以下のものである。
    - 1) 当標準業務手順書
    - 2)委員名簿
    - 3) 病院長が外部の審査委員会と締結した契約がある場合、当該契約に関する資料
    - 4) 当該研究を審査するために提出された資料
    - 5) 病院長より臨床研究審査委員会へ提出された通知
    - 6) 臨床研究審査委員会の会議の議事要旨(審議及び意見の決定に参加した委員名簿を含む。)
    - 7) 研究者等より臨床研究審査委員会へ提出された書簡等の記録
    - 8) その他必要と認めたもの

#### (資料等の保管期間)

第8条 病院長は、臨床研究審査委員会における資料等を可能な限り長期間保管されるよう努めなければならず、当該審査委員会が審査を行った研究に関する審査資料については、当該研究の終了について報告される日までの期間(侵襲[軽微な侵襲を除く。]を伴う研究であって介入を行うものに関する審査資料にあっては、当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日までの期間)、臨床研究センター内又は病院が指定する保管庫に適切に保管しなければならない。

#### 附則

本手順書の改訂は、臨床研究審査委員会事務局が起案し臨床研究審査委員会で協議の上、病院長の 承認を得るものとする。

1. 平成27年4月1日施行。(第1版)